

京都市告示第169号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成30年6月28日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
南市原第四公園	左京区静市市原町886番2	告示の日
天龍寺若宮公園	右京区嵯峨天龍寺若宮町25番8	告示の日

(北部みどり管理事務所)